

習志野市建築基準法第43条第2項第1号認定取扱基準

第1 目的

この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第2項第1号の規定による認定に関し、特定行政庁が「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」と認められる建築物について必要な基準を定め、適正な法の運用を図ることを目的とする。

第2 認定基準

法第43条第2項第1号の規定により認定する場合の基準は、次の各項に掲げるものとする。なお、この基準に適合する場合であっても、その計画が総合的な市街地の環境への影響について支障がないものでなければならない。

1. 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第10条の3第1項で定める避難及び通行の安全上必要な道の基準

(1) 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

- 1) その敷地が接する道が現に通行の用に供されている国・県・市の所有又は管理する公共通路であって、当該道の所有者または管理者とその道の通行に対する了解又は整備等について協議が整っているもの。
- 2) 法第42条の道路と建築物の敷地との間にある河川や水路等(公共団体等が所有又は管理するものに限る。)に橋や蓋等が設けられている部分であって、当該部分が一般通行の用に供されているもの。

(2) 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

2. 省令第10条の3第3項で定める建築物の用途及び規模に関する基準

(1) 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。

イ) 第2 1. (1)に規定する道 法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途以外の用途であるもの。

ロ) 第2 1. (2)に規定する道 一戸建ての住宅、長屋、又は法別表第二(イ)項第二号に掲げる用途であるもの。

(2) 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計)が、500㎡以内のもの(建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号。以下「県条例」という。)第6条第1号、第4号及び第5号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が当該各号に定める面積を超えるものを除く。)であること。

第3 形態規制の付加

認定する建築物については、当該道を法第42条に規定する道路とみなして、法第52条第2項

(前面道路幅員による容積率制限)、法第56条(道路斜線制限)、県条例の規定を適用する。

附則

この基準は、平成31年3月29日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。